西村あさひ法律事務所

サウジアラビアにおける個人データ保護法（2）

中東ニューズレター　2022 年 11 月 25 日号

執筆者:
E-mail 森下 真生

1. サウジアラビアにおける個人データ保護法

前号[1]で紹介したとおり、サウジアラビアでは、事業分野を問わず、一般的に適用される個人データ保護法が、2021 年 9 月 24 日に公表され、現在 2023 年 3 月 17 日が施行予定日とされています。

個人データ保護法の施行後は、サウジアラビア居住者の個人データを取り扱う企業は、サウジアラビア国外に所在する場合であっても、個人データについて、サウジアラビア個人データ保護法の遵守を意識した取り扱いを行う必要があります。

今後公布される予定の個人データ保護法の施行規則（以下、「施行規則」と言います。）の内容を確認する必要がありますが、本号では、サウジアラビアの個人データ保護法上のデータ管理者の義務及びデータ主体の権利について説明します。

2. データ管理者の義務

(1) データ処理者の選任に関する義務

データ管理者は、データ処理者を選任する場合、法律及び施行規則の実施に問題のない適格な事業体を選任し、個人データの保護に関する指示の遵守状況を確認しなければならない等、一定の義務を負います（8 条）。

(2) プライバシーポリシー

データ管理者は、個人データのプライバシーポリシーを策定し、データ収集前の確認のために、データ主体に提供する必要があります（12 条）。プライバシーポリシーには、収集の目的、収集する個人データの内容、個人データの収集方法、保管方法、処理方法及び破棄方法、また、個人データに関連するデータ主体の権利及び当該権利の行使方法が定められなければなりません（同）。

プライバシーポリシーの策定は、他の中東湾岸諸国における個人データ保護法上は、求められておりませんが、サウジアラビアの個人データ保護法においては、データ管理者の義務となることに留意が必要です。

(3) データ収集時の通知

データ管理者は、データ主体から直接個人データを収集する場合、データの収集を開始する前に、以下の事項をデータ主体に通知するための適切な手段を講じなければなりません（13 条）。通知が必要な事項は、EU の一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）（以下、「GDPR」と言います。）において、個人データ取得時に、データ主体に対して、提供が必要となる事項に類似します。

① 個人データを収集するための法的又は実務的な正当化事由。
② 個人データを収集する目的、その全部又は一部の収集が義務的か任意的か、及び、個人データ保護法 10 条に定める場合

[1] 本ニューズレター2022 年 11 月 17 日号

© Nishimura & Asahi 2022

（前号[2]3.（2）処理に関する条件参照）を除き、個人データが、収集目的と矛盾する方法で後に処理されないこと。
③　収集が安全のためである場合を除き、個人データ収集者の素性と、必要な場合には、住所。
④　個人データが開示される事業体、その適正、及び個人データが国外で移転、開示又は処理されるか否か。
⑤　個人データ収集手順を完了しない場合に考えられる影響と危険性。
⑥　個人データ保護法 4 条に規定されるデータ主体の権利（後記 3「データ主体の権利」参照）。
⑦　施行規則によって定められるその他の事項。

（4）　個人データの処理における十分な手続の実施

データ管理者は、データの正確性、完全性、最新性、及び法律に従って収集された目的との関連性の検証のために十分な手続を実施せずに、個人データを処理することはできません（14 条）。

（5）　個人データの開示

データ管理者は、以下の場合を除いて、個人データを開示できないとされます（15 条）。
①　データ主体が、法律の規定に従って、開示に同意した場合。
②　個人データが公開ソースから収集された場合。
③　開示を要求する事業体が公的機関である場合において、安全上の目的で、他の法律の実施のため、又は司法要件を満たすためである場合。
④　公衆衛生若しくは安全を保護するため、又は特定の個人の生命若しくは健康を保護するために開示が必要な場合。
⑤　開示が、個人データ主体又はその他の個人の識別に繋がらない方法による後の処理に限定される場合。

（6）　データの修正又は更新等の場合の転送先への通知

データの誤りが修正された場合、不足が補完された場合、又は個人データが更新された場合、データ管理者は、当該データが転送された他の当事者に変更を通知し、その変更を利用できるようにする必要があります（17 条 1 項）。

（7）　個人データの破棄

データ管理者は、一定の場合を除き、収集の目的が消滅した場合、直ちに個人データを破棄しなければなりません。但し、データ主体の特定に繋がるすべてのものが削除された場合には、収集目的の消滅後もデータを保持することができます（18 条 1 項 2 項）。

（8）　個人データ保護措置

データ管理者は、施行規則に従って、個人データの保護のために必要な組織的、管理的及び技術的措置を導入しなければなりません（19 条）。

（9）　個人データの漏洩等の場合の通知

データ管理者は、個人データの漏洩若しくは破損、又は個人データへの違法アクセスの発生を認識した場合、直ちに、管轄当局に通知しなければなりません（20 条 1 項）。GDPR においては、個人データ侵害が自然人の権利及び自由に対するリスクを発生させる恐れがなければ、管轄当局に対する通知の必要はありませんが、サウジアラビアの個人データ保護法には、文言上はそうした例外はありません。また、認識後、直ちの報告が求められており、GDPR に定められる 72 時間以内等、具体的な期間の定めはありません。
また、個人データの漏洩若しくは破損、又は個人データへの違法アクセスの発生により、個人データ又はデータ主体に深刻な損害が発生する場合、データ管理者は、当該個人に直ちに通知しなければならないとされます（20 条 2 項）。
GDPR では、個人データ侵害が自然人の権利及び自由に対する高いリスクを発生させる可能性がある場合に通知が必要ですが、サウジアラビアの個人データ保護法では、個人データ又はデータ主体に深刻な損害が発生する場合に、通知が必要になりま

[2] 本ニューズレター2022 年 11 月 17 日号

© Nishimura & Asahi 2022

す。また、管轄当局に対する通知と同様、直ちに通知が求められており、不当な遅滞のない通知を求める GDPR よりも通知に時間的近接性が求められると考えられます。

(10) データ保護影響評価

データ管理者は、管理者が実施する活動の性質に応じて、公衆に提供される製品又はサービスの個人データの処理結果を評価しなければならないとされます(22 条)。もっとも、施行規則において、必要な条項を定められるとされ(同条)、いかなる場合にデータ保護影響評価が必要となるのかはまだ明らかではありません。

(11) 健康データ・信用データの処理

健康データ及び信用データについては、施行規則で管理や手続に関する追加的な条項が定められるとされます(23 条及び 24 条)。

(12) 販促資料等の送信

データ管理者は、以下を満たす場合を除き、データ主体の個人的な通信手段(郵便及び電子アドレスを含みます)を使用して、販促資料又は啓発資料を送信することはできません(25 条)。

① 受信者から当該資料の送信について、同意を得ること。
② 資料の送信者は、受信者が資料の送信停止を希望するための明確な仕組みを提供すること。

(13) マーケティング利用

センシティブデータを除き、個人データは、データ主体から直接収集され、データ主体が、法律の規定に従って同意する場合、マーケティング目的で処理することができるとされます(26 条)。データ管理者は、個人データをマーケティング利用する場合、データ主体から直接データを収集し、また、データ主体の同意を取得する必要があります。

(14) データ保護責任者

データ管理者は、個人データ保護法及び施行規則の遵守について責任を持つ従業員を 1 名以上選任しなければならないとされます(30 条 2 項)。

(15) 所轄官庁への協力

データ管理者は、管轄当局が個人データ保護法及び施行規則の適用に関する監督を実施するために管轄当局に協力しなければならないとされ、管轄当局が必要な文書又は情報を求める場合には、応じなければなりません(30 条 3 項)。

(16) 記録の保持

データ管理者は、管轄当局からの要請に応じて利用できるように、施行規則で指定された期間、データ管理者が実施する活動の性質に応じた個人データ処理の記録を保持しなければなりません(31 条)。

(17) ポータルへの登録

データ管理者は、管轄当局がデータ管理者による個人データ保護法及び施行規則の遵守を監督するために構築する電子ポータルに登録しなければなりません(32 条 2 項)。

3. データ主体の権利

個人データ保護法上、データ主体には、以下のような権利が認められます(4 条)。

© Nishimura & Asahi 2022

(1) 通知受領権

データ主体は、個人データを収集するための有効な法的又は実務的な正当性とその目的、及び収集の目的と矛盾する方法又は個人データ保護法 10 条に定める場合（前号 [3]3. (2)「処理に関する条件」参照）以外の場合で、データを処理してはならないこと等について、通知を受ける権利を有します（4 条 1 項）。

(2) 情報取得権（アクセス権）

データ主体は、データ管理者が利用できる個人データにアクセスする権利を有します。これには、データへのアクセスのみならず、記録の内容と明確且つ同一の様式で、無償のコピーを取得できることが含まれます（4 条 2 項）。

(3) 個人データの修正、完成又は更新要求権

データ主体は、データ管理者が利用できる個人データの修正、完成又は更新を要求する権利を有します（4 条 3 項）。

(4) データの破棄要求権

データ主体は、個人データ保護法 18 条の規定（前記 2. (7)「個人データの破棄」参照）を害することなく、既に不要になったデータ管理者が有する個人データの破棄を要求する権利を有します（4 条 4 項）。

(5) その他の権利

データ主体は、その他施行規則に定められる権利を有します（4 条 5 項）。

[3] 本ニューズレター2022 年 11 月 17 日号

© Nishimura & Asahi 2022

中東関連イベント情報

UAE ウェブ法律相談
当事務所によるウェブを通じた日本語無料法律相談（30 分程度）を実施いたします。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、こちらまでご連絡下さい。

トルコウェブ法律相談
当事務所とトルコの現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会（30 分程度）を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、こちらまでご連絡下さい。

その他中近東各国ウェブ法律相談（バーレーン、カタール、イスラエル、エジプト）
当事務所と各国現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会（30 分程度）を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所のみにより、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、こちらまでご連絡下さい。

イスラエル事業環境個別ウェビナー
イスラエル法律事務所によるウェブを通じたイスラエル事業環境に関する無償プレゼンテーション（30 分から1時間程度）を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所にて適宜日本語の補足を行うことは可能です。ご希望者は、こちらまでご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所　広報室　E-mail

Ⓒ Nishimura & Asahi 2022